

表紙写真
ご紹介

川崎町「第22回青根温泉雪あかり」

日 時：平成30年2月11日(日)午後3時30分～午後8時

会 場：青根温泉じゃっぼの湯特設会場

入 場 料：無料

問合せ先：青根温泉合同会社・青根洋館 電話0224-85-3122

年に一度行われる、冬の川崎町青根温泉郷の一大イベントです。

青根の子どもたちをはじめ地域の人々や交流のあるボランティアなど、みんなで手作りした雪灯ろう2,000個が青根の冬空を幻想的に彩ります。点灯式では一般の参加者の方も雪灯ろうに火をつけることができます。

冬の寒空で冷えた体にぴったりの温かいおふるまい(先着順)や子ども向けのイベントもご用意しております。

ご家族皆様でのお越しをお待ちしております。

CONTENTS

| | |
|------------------------------|-----|
| 理事長年頭の挨拶 | P2 |
| 平成29年度上半期の医療費等の状況 | P3 |
| 平成28年度特定健診等実施状況の報告 | P4 |
| 被扶養者の年収確認について | P9 |
| 退職後の医療保険制度について | P10 |
| 任意継続組合員制度について | P11 |
| 平成29年度ライフプランセミナー(退職準備型) | P12 |
| 管理監督者対象メンタルヘルス講座・心と身体の健康セミナー | P13 |
| 市町村職員バレーボール大会 | P14 |
| 市町村職員卓球大会 | P15 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 障害の状態になったときの年金 | P16 |
| 年利1.0%の断然お得な共済貯金を活用しませんか! | P18 |
| 平成30年1月1日から貸付利率が大幅に引き下げられました! | P20 |
| 入学・修学貸付のご案内 | P20 |
| 物資事業からのお知らせ | P22 |
| インフルエンザ予防接種費用助成 | P22 |
| パレス松洲利用券の使い方 | P23 |
| 人事異動のお知らせ | P23 |
| パレス松洲より | P24 |

年頭のごあいさつ



職員 理事 長
宮城 町 市 村 長
共 済 組 合 理 事 長
大友 喜助

明けましておめでとうございます。平成三十年の新春を迎えるにあたり、組合員並びにご家族の皆様方に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

さて、わが国において急速に進行した少子高齢化による人口構造の変化や雇用・経済情勢の変化により、多くの社会保障制度改革が進められております。

公的年金制度につきましては、平成二十七年十月から被用者年金の一元化により共済組合は厚生年金の実施機関となったところですが、昨年八月に老齢年金の受給資格期間を十年に短縮する措置が施行され、また、来年度以降にはマクロ経済スライドの見直しなど年金額改定のルールが見直されることとなっております。共済組合ではこれらの制度改正に、関係機関とも緊密に連携しながら、適切に対応していか

ければなりません。

医療保険制度につきましては、今年度から後期高齢者支援金の算定方法が全面総報酬制に移行し、多くの組合で、高齢者医療制度に係る拠出金が増大したところであり、また、介護納付金の算定方法についても、昨年八月分から平成三十二年度にかけて段階的に総報酬制に移行されます。これらの見直しは、共済組合にとつて、負担増につながり短期給付財政を圧迫しているところ

です。さらに、後期高齢者支援金の加算・減算制度については、来年度以降、複数の評価指標により、予防・健康づくりに取り組む組合員のインセンティブを重視する内容に見直す案が取りまとめられたところであり、組合員の皆様の負担を軽減するためにも、新たに第二期データヘルス計画を策定し、引き続き健診及び医療費のデータ分析に基づく効果的、効率的な保健事業を実施するとともに、特定健康診査及び特定保健指導をはじめとする各種検診の受診率向上を図り、医療費の適正化に取り組んでまいりますので、組合員並びにご家族の皆様はもとより、各所属のご理解ご協力をよろしく願っています。

貯金・貸付・物資の各事業におきましても、組合員の生活支援の一助として事業内容の積極的なPRを行い、皆様のニーズの変化にお応えできるよう取り組んでまいります。

保養所「パレス松洲」につきましては、組合員及びご家族の皆様は、心身ともにリフレッシュしていただけるよう、精一杯のおもてなしに努めてまいりますので、今後ともお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

社会保障・税番号制度（マイナンバー）につきましては、いよいよ国等との情報連携が開始されます。個人番号の適正な管理に加え、情報連携が円滑に実施されるよう適切に対応していく所存です。

このように厳しい状況ではございますが、本組合は、組合員並びにご家族の皆様はの生活の安定と福祉の向上のため、直面する諸問題に的確に対応するよう役員一同、最善の努力を尽くしてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、各自治体のご発展とともに、今年一年が皆様にとって幸多き年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年

| | |
|---------------|-----------------|
| 理事 長 | 大友 喜助 (角田市 長) |
| 理事 (理事長職務代理者) | 鈴木 勝雄 (利府町 長) |
| 理事 | 佐藤 英雄 (村田町 長) |
| 理事 | 伊藤 利花 (栗原市 職員) |
| 理事 | 小野寺 伸浩 (石巻市 職員) |
| 理事 | 菊地 卓昭 (美里町 職員) |
| 監事 | 若生 裕俊 (富谷市 長) |
| 監事 | 北館 和彦 (登米市 職員) |
| 監事 | 葛岡 重利 (学識経験者) |
| 議員 | 菅原 茂 (気仙沼市 長) |
| 議員 | 山田 司郎 (名取市 長) |
| 議員 | 菊地 健次郎 (多賀城市 長) |
| 議員 | 齋藤 俊夫 (山元町 長) |
| 議員 | 猪股 洋文 (加美町 長) |
| 議員 | 相澤 清一 (美里町 長) |
| 議員 | 佐藤 完 (塩竈市 職員) |
| 議員 | 相澤 順 (東松島市 職員) |
| 議員 | 岸 善則 (大崎市 職員) |
| 議員 | 伊藤 修 (気仙沼市 職員) |
| 議員 | 安住 祐一 (岩沼市 職員) |
| 議員 | 三浦 純 (村田町 職員) |
| 事務局 長 | 二階堂 雅裕 (外職員 一同) |

平成29年度上半期の医療費等の状況についてお知らせします。

平成29年2月～7月診療分（平成29年4月～9月処理）の診療報酬明細書を基に、診療区分別医療費総額の集計等についてお知らせします。

組合員の医療費総額は約14億円発生しており、前年より約5,400万円増加しました。特に歯科医療費と調剤費が伸びている傾向にあります。

また、被扶養者の医療費総額は、前年より3,273万円ほど減少しています。

なお、医療費上位疾病は高血圧（症）が第1位となっており、受診者数では季節的にアレルギー性鼻炎が最も多い結果となっています。

組合員の皆様には、今後もジェネリック医薬品の積極的な活用や特定健康診査の受診、生活習慣病の予防に努めていただきますようお願いいたします。

1 診療区分別医療費

（単位：円、日、%）

| | 平成29年2～7月診療分 | | | 平成28年2～7月診療分 | | | 前年対比 | | | |
|------|--------------|---------------|--------|--------------|---------------|--------|-------|---------|--------|--------|
| | 医療費総額 | 1人当り医療費 | 1件当り日数 | 医療費総額 | 1人当り医療費 | 1件当り日数 | 医療費総額 | 1人当り医療費 | 1件当り日数 | |
| 組合員 | 診療区分計 | 1,397,123,210 | 73,531 | 1.35 | 1,343,046,460 | 72,946 | 1.37 | 104.03 | 100.80 | 98.54 |
| | 医科 計 | 874,348,510 | 46,017 | 1.39 | 853,301,600 | 46,346 | 1.40 | 102.47 | 99.29 | 99.29 |
| | 医科・入院 | 289,370,530 | 15,230 | 8.69 | 287,227,010 | 15,600 | 8.08 | 100.75 | 97.63 | 107.55 |
| | 医科・入院外 | 584,977,980 | 30,788 | 1.30 | 566,074,590 | 30,746 | 1.32 | 103.34 | 100.14 | 98.48 |
| | 歯科 計 | 151,560,620 | 7,977 | 1.68 | 139,586,260 | 7,581 | 1.71 | 108.58 | 105.22 | 98.25 |
| | 歯科・入院 | 4,508,200 | 237 | 3.83 | 751,840 | 41 | 3.60 | 599.62 | 578.05 | 106.39 |
| | 歯科・入院外 | 147,052,420 | 7,739 | 1.68 | 138,834,420 | 7,541 | 1.71 | 105.92 | 102.63 | 98.25 |
| | 調剤 | 371,214,080 | 19,537 | 1.18 | 350,158,600 | 19,018 | 1.18 | 106.01 | 102.73 | 100.00 |
| 被扶養者 | 診療区分計 | 1,158,812,080 | 71,238 | 1.42 | 1,191,541,990 | 72,874 | 1.42 | 97.25 | 97.76 | 100.00 |
| | 医科 計 | 750,624,120 | 46,144 | 1.49 | 782,467,840 | 47,855 | 1.49 | 95.93 | 96.42 | 100.00 |
| | 医科・入院 | 261,540,080 | 16,078 | 10.34 | 272,562,940 | 16,670 | 10.10 | 95.96 | 96.45 | 102.38 |
| | 医科・入院外 | 489,084,040 | 30,066 | 1.38 | 509,904,900 | 31,186 | 1.39 | 95.92 | 96.41 | 99.28 |
| | 歯科 計 | 121,926,030 | 7,495 | 1.56 | 120,280,610 | 7,356 | 1.59 | 101.37 | 101.89 | 98.11 |
| | 歯科・入院 | 3,726,890 | 229 | 5.82 | 1,668,280 | 102 | 3.38 | 223.40 | 224.51 | 172.19 |
| | 歯科・入院外 | 118,199,140 | 7,266 | 1.56 | 118,612,330 | 7,254 | 1.59 | 99.65 | 100.17 | 98.11 |
| | 調剤 | 286,261,930 | 17,598 | 1.26 | 288,793,540 | 17,662 | 1.27 | 99.12 | 99.64 | 99.21 |

2 医療費上位疾病名

（単位：人、円）

| | 平成29年2月～7月診療分 | | | 平成28年2月～7月診療分 | | |
|----|----------------------|--------|-------------|----------------------|--------|-------------|
| | 疾病名 | 人数 | 医療費総額 | 疾病名 | 人数 | 医療費総額 |
| 1 | 高血圧（症） | 14,022 | 105,529,630 | 高血圧（症） | 14,544 | 113,100,560 |
| 2 | アレルギー性鼻炎（鼻アレルギー） | 17,458 | 88,671,880 | アレルギー性鼻炎（鼻アレルギー） | 17,491 | 95,729,760 |
| 3 | 喘息 | 8,583 | 70,796,190 | 喘息 | 8,448 | 71,917,100 |
| 4 | うつ病 | 3,871 | 60,769,730 | リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症 | 13,442 | 56,149,450 |
| 5 | リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症 | 13,380 | 55,760,690 | うつ病 | 3,668 | 50,833,630 |
| 6 | 急性気管支炎 | 8,981 | 48,538,820 | 急性気管支炎 | 9,395 | 48,697,990 |
| 7 | 詳細不明の糖尿病 | 4,669 | 45,180,230 | 詳細不明の糖尿病 | 4,756 | 45,979,050 |
| 8 | 慢性腎不全 | 353 | 39,894,550 | インフルエンザ | 5,286 | 40,860,140 |
| 9 | インスリン非依存性糖尿病 | 2,246 | 36,871,260 | 慢性腎不全 | 326 | 39,636,710 |
| 10 | 急性上気道感染症 | 11,316 | 36,600,240 | インスリン非依存性糖尿病 | 2,169 | 36,861,460 |
| 11 | 乳房の悪性新生物 | 420 | 33,905,730 | 急性上気道感染症 | 11,679 | 36,050,770 |
| 12 | インフルエンザ | 4,103 | 30,390,630 | 慢性ウイルス肝炎 | 268 | 33,055,970 |

◎問い合わせ先 保険課給付係 TEL 022-263-6411

平成 28 年度 特定健診等実施状況の報告



宮城県市町村職員共済組合の特定健診・保健指導の実施状況は以下のとおりでした。

前年度（平成 27 年度）と比べると、特定健診の受診率は 1 ポイント減、保健指導の実施率は 5.8 ポイント減となりました。

また、メタボ該当者は 0.2 ポイント、メタボ予備群者は 0.1 ポイント増加しています。

これに伴い、特定保健指導対象者も、積極的支援は 0.6 ポイント、動機付け支援は 0.4 ポイント増加しています。



| | | H28 | 男性 | 女性 | H27 |
|-------------------------|-----|--------|-------|-------|--------|
| 特定健康診査対象者数 | (人) | 14,382 | 6,949 | 7,433 | 14,553 |
| うち特定健康診査の対象となる被扶養者の数 | (人) | 3,526 | 303 | 3,223 | 3,731 |
| 特定健康診査受診者数 | (人) | 11,601 | 6,172 | 5,429 | 11,889 |
| 健診受診率 | (%) | 80.7 | 88.8 | 73.0 | 81.7 |
| メタボ該当者数 | (人) | 1,908 | 1,573 | 335 | 1,876 |
| | (%) | 16.4 | 25.5 | 6.2 | 15.8 |
| メタボ予備群者数 | (人) | 1,322 | 1,041 | 281 | 1,328 |
| | (%) | 11.4 | 16.9 | 5.2 | 11.2 |
| 高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数 | (人) | 2,180 | 1,404 | 776 | 2,253 |
| | (%) | 18.8 | 22.7 | 14.3 | 18.9 |
| 脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数 | (人) | 1,439 | 818 | 621 | 1,451 |
| | (%) | 12.4 | 13.3 | 11.4 | 12.2 |
| 糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数 | (人) | 487 | 377 | 110 | 501 |
| | (%) | 4.2 | 6.1 | 2.0 | 4.2 |
| 特定保健指導（積極的支援）の対象者数 | (人) | 1,295 | 1,124 | 171 | 1,258 |
| | (%) | 11.2 | 18.2 | 3.1 | 10.6 |
| 特定保健指導（積極的支援）の終了者数 | (人) | 301 | 264 | 37 | 342 |
| | (%) | 23.2 | 23.5 | 21.6 | 27.2 |
| 特定保健指導（動機付け支援）の対象者数 | (人) | 928 | 541 | 387 | 900 |
| | (%) | 8.0 | 8.8 | 7.1 | 7.6 |
| 特定保健指導（動機付け支援）の終了者数 | (人) | 256 | 167 | 89 | 325 |
| | (%) | 27.6 | 30.9 | 23.0 | 36.1 |
| 特定保健指導の終了者数（計） | (人) | 557 | 431 | 126 | 667 |
| | (%) | 25.1 | 25.9 | 22.6 | 30.9 |

| 平成 28 年度のメタボ改善状況等 | | 全体 | 男性 | 女性 |
|------------------------------------|-----|-------|-------|------|
| H27 年度のメタボ該当者の数 ① | (人) | 1,582 | 1,322 | 260 |
| ①のうち、H28 年度メタボ予備群もしくはメタボ非該当になった者の数 | (人) | 393 | 321 | 72 |
| メタボ該当者の減少率 | (%) | 24.8 | 24.3 | 27.7 |
| H27 年度のメタボ予備群の数 ② | (人) | 1,148 | 908 | 240 |
| ②のうち、H28 年度のメタボ該当者・予備群ではなくなった者の数 | (人) | 319 | 234 | 85 |
| ②のうち、H28 年度のメタボ該当者・予備群ではなくなった者の割合 | (%) | 27.8 | 25.8 | 35.4 |
| H27 年度の特定保健指導の利用者数③ | (人) | 581 | 461 | 120 |
| ③のうち、H28 年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数 | (人) | 133 | 101 | 32 |
| 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 | (%) | 22.9 | 21.9 | 26.7 |

※全体で見ると、平成 27 年度に特定保健指導を受けた 581 名のうち、平成 28 年度に特定保健指導の対象にならなかった方は 133 名でした。このことから、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は 22.9%となりました。

平成 28 年度 各所属所の特定健診等実施状況

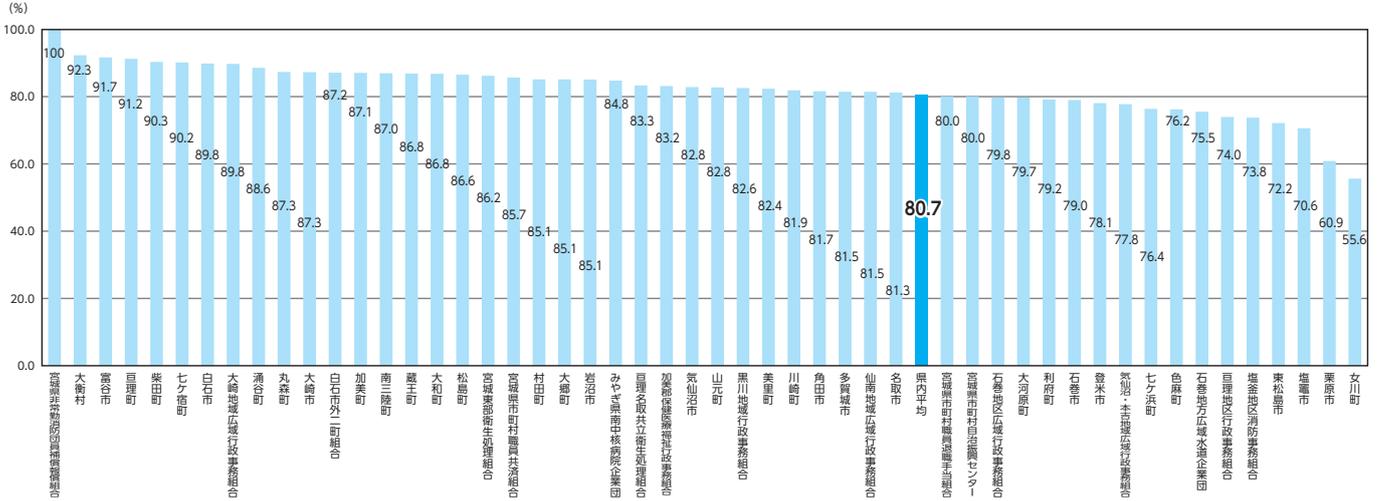


40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者における各所属所の特定健診・保健指導の実施状況は以下のとおりでした。



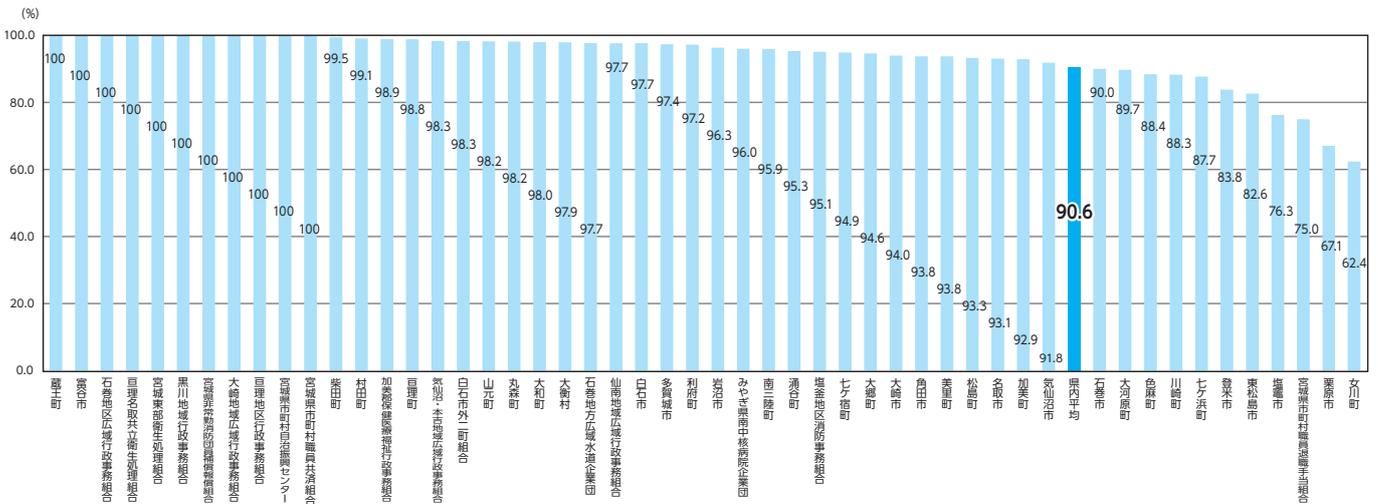
1 特定健診の状況

① 全体の特定健診受診率



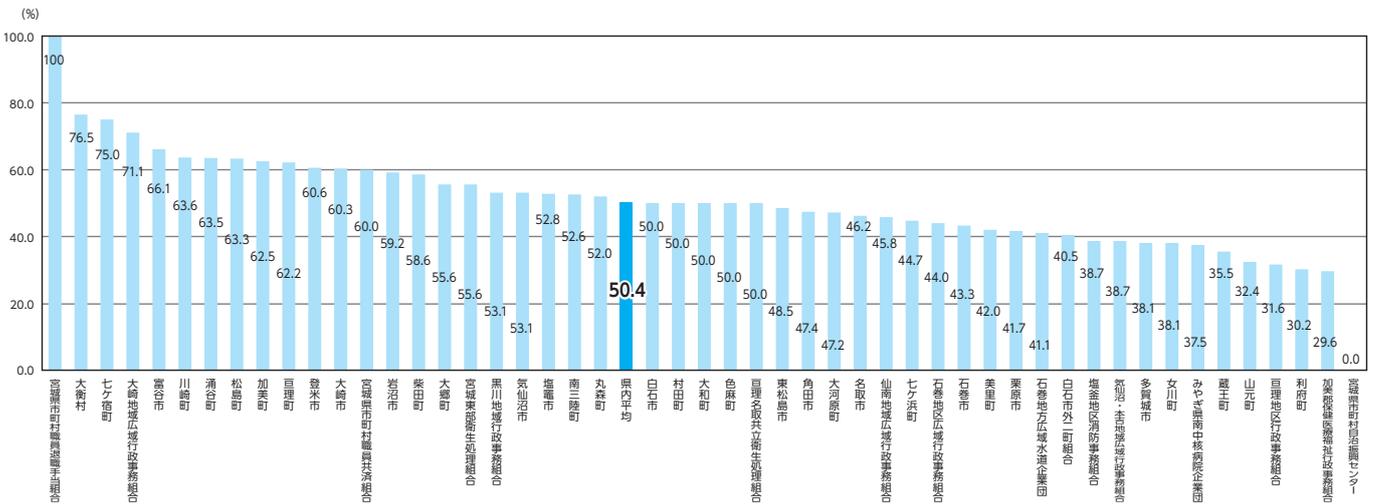
② 組合員の特定健診受診率

(人間ドック・事業主健診を受けた方の状況)



③ 被扶養者(任意継続組合員含む)の特定健診受診率

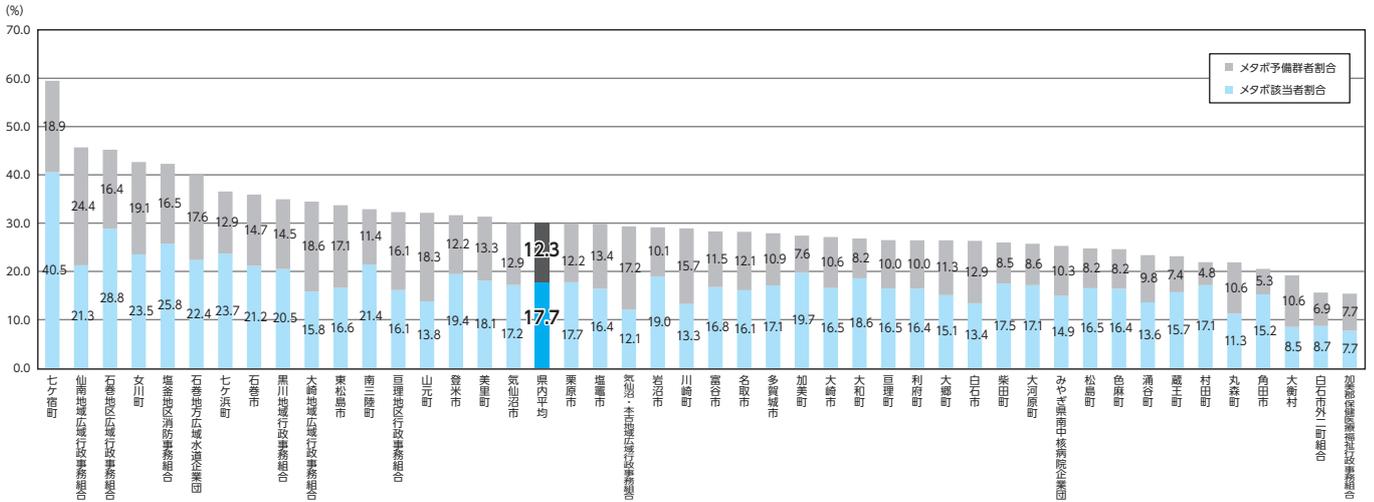
(お住まいの市町村が行う特定健診、共済組合が契約する健診機関で健診を受けた方の状況)



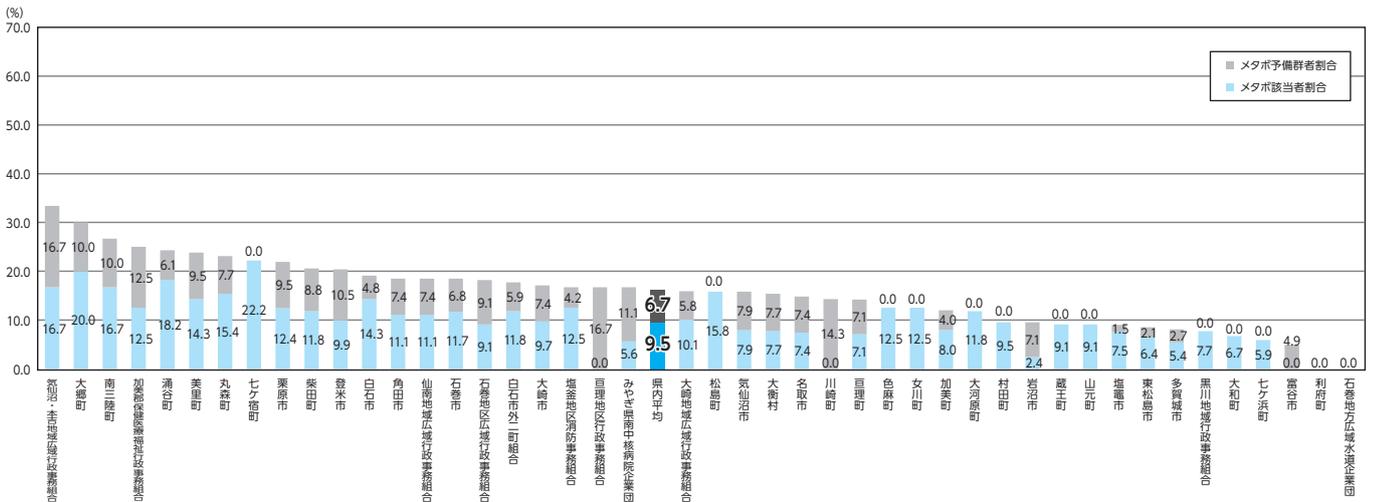
2 特定健診を受けた方のうち、メタボ該当・予備群に該当した方の状況

(40歳以上組合員30名未満の所属所は除く)

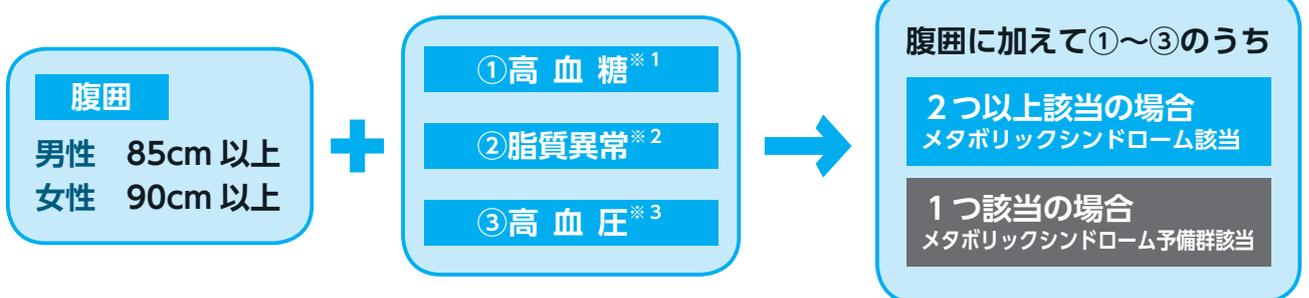
① 組合員



② 被扶養者 (任意継続組合員含む)



メタリックシンドロームの判定基準

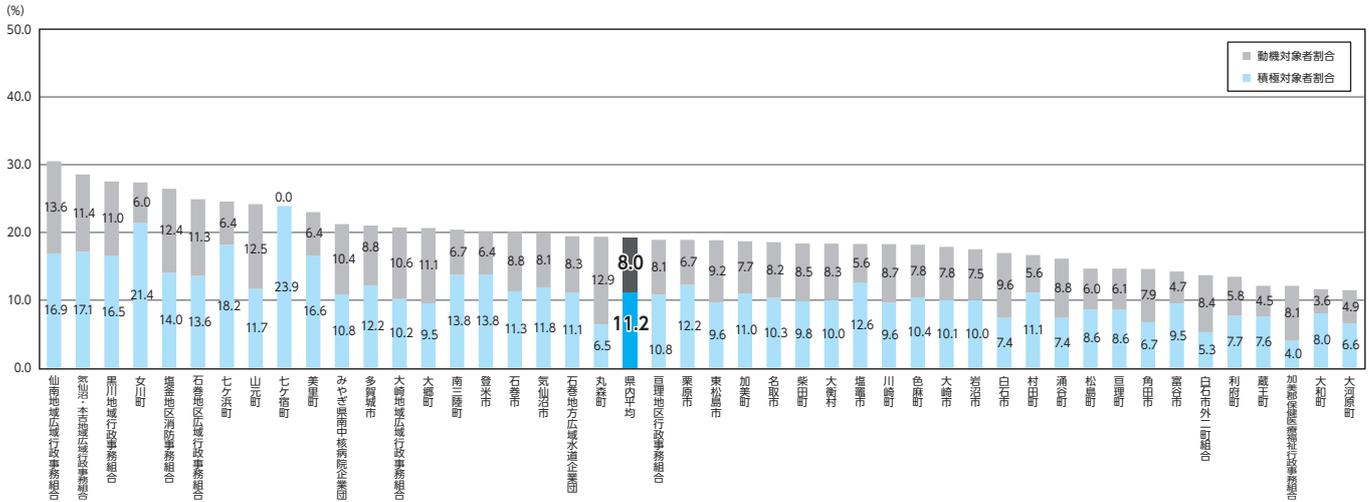


※1 空腹時血糖 110mg/dl 以上または HbA1c6.0% 以上
 ※2 中性脂肪 150mg/dl 以上または HDL コレステロール 40mg/dl 未満
 ※3 収縮期血圧 130mmHg 以上または拡張期血圧 85mmHg 以上

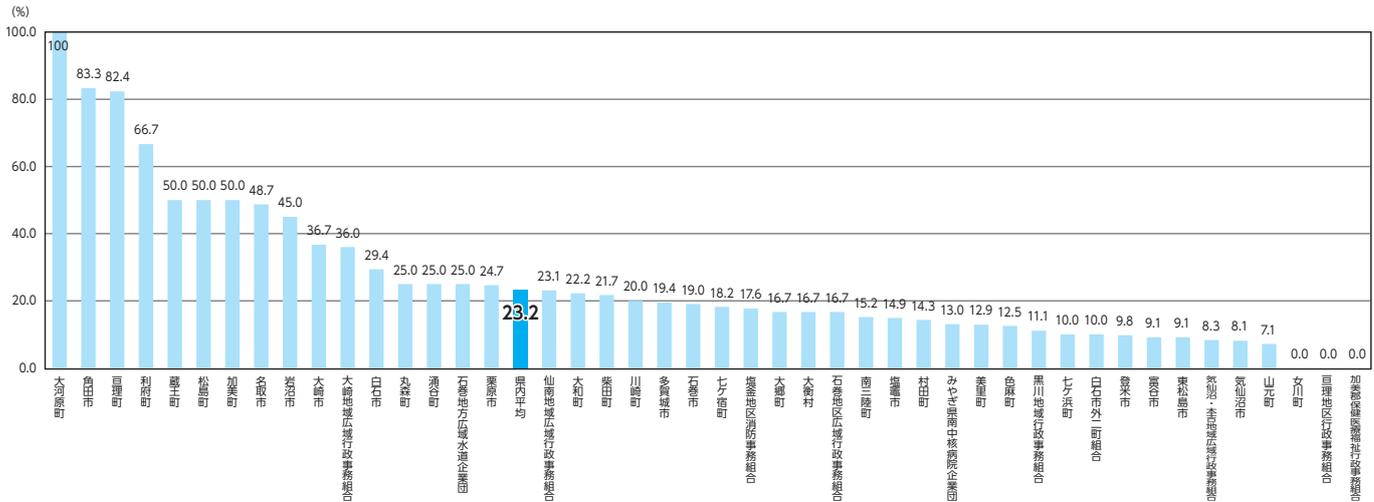
3 特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）の状況

(40歳以上組合員30名未満の所属所は除く)

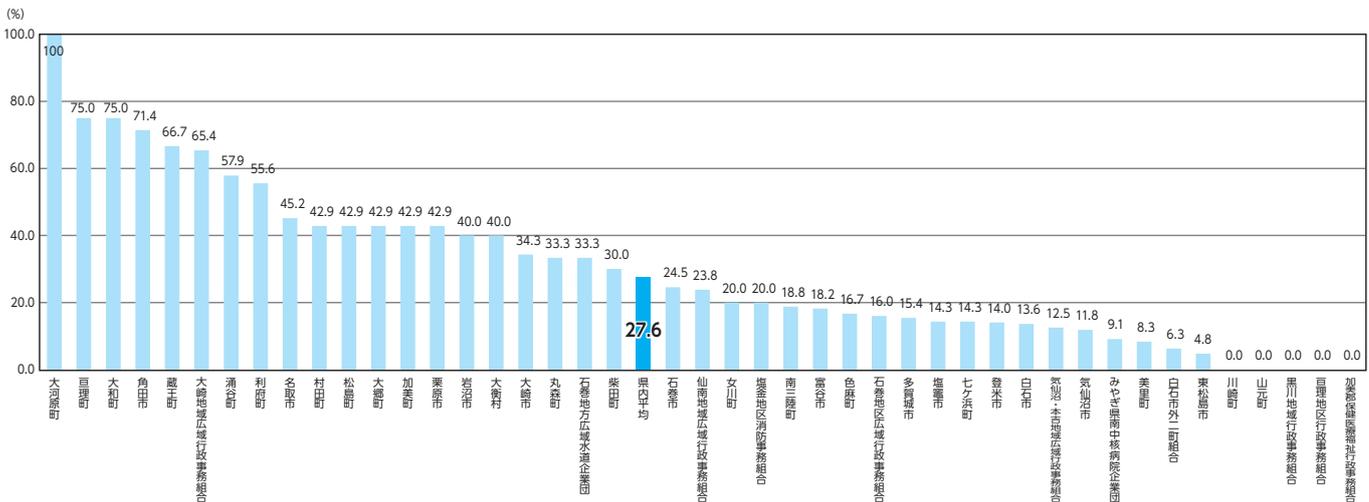
① 全体の特定保健指導該当率



② ①のうち積極的支援を終了した方の割合



③ ①のうち動機付け支援を終了した方の割合



特定保健指導に該当する場合

腹囲
男性 85cm 以上
女性 90cm 以上

BMI 25 以上

① 高血糖^{※1}

② 脂質異常^{※2}

③ 高血圧^{※3}

①～③が1つ以上ある場合にカウント

④ 喫煙

積極的支援

腹囲+①～④のうち2つ以上該当
 又は
 BMI+①～④のうち3つ以上該当

動機付け支援

腹囲+①～④のうち1つ該当
 又は
 BMI+①～④のうち1～2つ該当

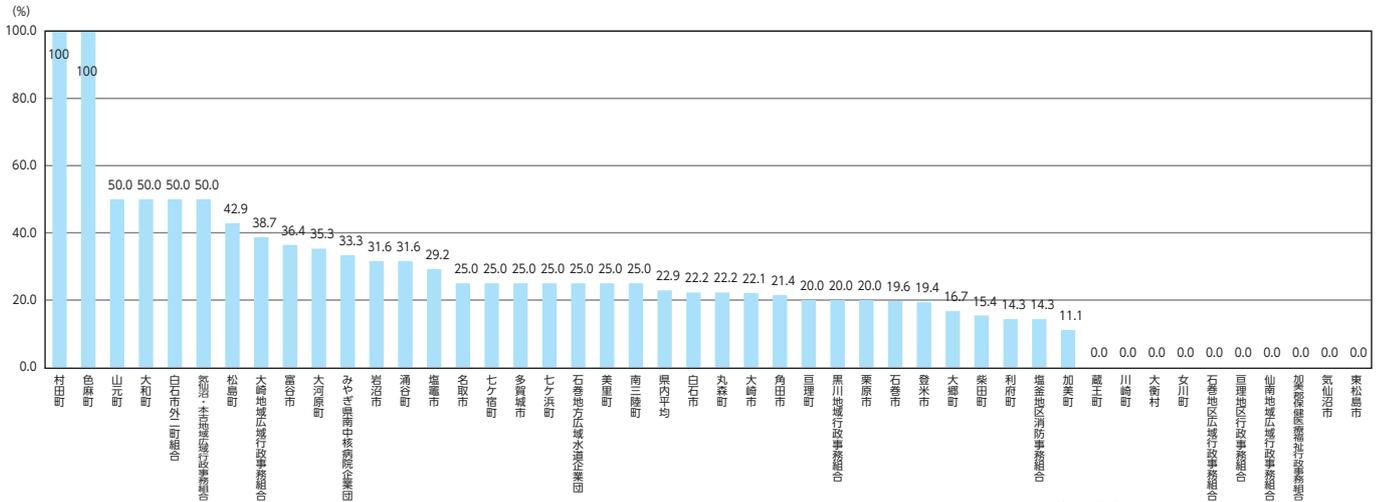


- ※1 空腹時血糖 100mg/dl 以上または HbA1c5.6% 以上
- ※2 中性脂肪 150mg/dl 以上または HDL コレステロール 40mg/dl 未満
- ※3 収縮期血圧 130mmHg 以上または拡張期血圧 85mmHg 以上

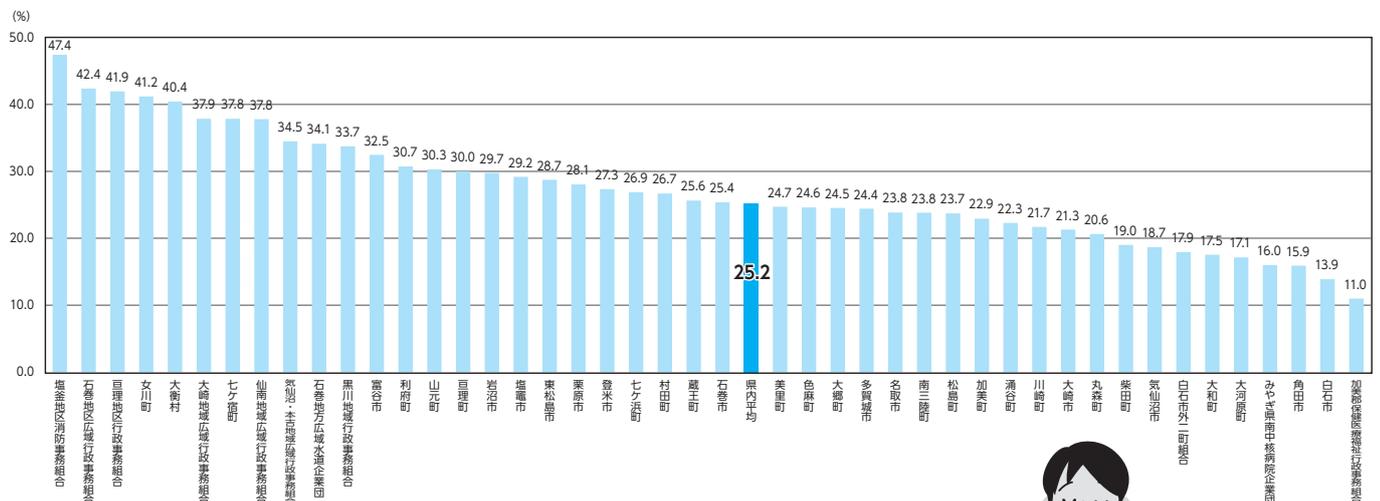
○ ①～③に対して服薬している場合には、治療に専念していただくため、特定保健指導の対象になりません。

4 特定保健指導実施者の改善について

(平成 27 年度保健指導を受けた者のうち、平成 28 年度保健指導の対象外となった者の状況)
 (40 歳以上組合員 30 名未満の所属所は除く)



5 組合員の喫煙状況



あなたの職場の状況はどうだったでしょうか？
 これらの統計を健康維持・増進の取り組みに活用してください。

被扶養者の年収確認について

今年も確定申告の季節が近づいてきました。共済組合では、毎年組合員の皆様に、確定申告を必要とする事業収入等を得ている被扶養者の方について、その収入年額の確認をお願いしております。

もし、現在扶養されている被扶養者の方が「※1 認定限度額」を超える「※2 扶養認定上の所得」がある場合は共済組合の扶養認定が取り消しになりますので、その際は取り消しの手続きをしていただくことになります。この手続きが遅れて、遡って取り消しになりますと、取り消しになった期間中に受診した医療費等を返還していただかなければなりませんので、確定申告後、お早めに収入年額をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、組合員と別居の被扶養者の「扶養認定上の所得」には組合員からの仕送り収入額も含まれます。また、事業収入のある方の「扶養認定上の所得」は、確定申告の所得収入額とはなりませんので、特に注意が必要です。確定申告においては、経費として控除が認められているものでも、扶養認定上の経費としては、控除ができないものもありますので、さらに確認が必要です。詳しい控除の内容は、「※3 扶養認定上控除できる経費」をご参照ください。

※1 【 認定限度額 】

60歳以上の方

| 区 分 | 認 定 要 件 |
|-----------------|---------------------------------------|
| 公的年金等を受給されている方 | (年金収入、又は年金と他収入) 年額 180 万円未満 |
| 公的年金等を受給されていない方 | 年額 130 万円未満 |

60歳未満の方

| 区 分 | 認 定 要 件 |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 障害年金以外の公的年金を受給されている方 | (年金収入、又は年金と他収入) 年額 130 万円未満 |
| 障害年金を受給されている方 | (年金収入、又は年金と他収入) 年額 180 万円未満 |
| 賃金(給与)、事業、不動産等の収入がある方 | 年額 130 万円未満 |

(注)いずれの区分においても、仕送りを受けている場合はその仕送額を含みます。

※2 【 扶養認定上の所得 】

①同居の被扶養者の場合

給与収入、年金収入の場合

給与収入+年金収入

事業収入の場合

総収入-仕入額-必要経費

②別居の被扶養者で仕送り基準に該当する場合

給与収入、年金収入の場合

給与収入+年金収入+仕送り収入

事業収入の場合

(総収入-仕入額-必要経費)+仕送り収入

※複数の収入がある場合は、原則として合算となります。

「扶養認定上の所得」の額は、給与や年金収入の方では確定申告の所得収入年額になりますが、事業収入のある方では、確定申告の所得収入年額とはなりませんので、特に注意が必要です。事業収入のある方の「扶養認定上の所得」の額は、確定申告の申告内容を参考に次の「扶養認定上控除できる経費※3」に基づいて算出します。

※3 【 扶養認定上控除できる経費 】

| | |
|----------|---|
| 控除できる経費 | 売上原価(仕入れ等)、荷造運賃、水道光熱費、通信費、修繕費、消耗品費、地代家賃、図書費、とも補償費、土地改良区費 |
| 控除できない経費 | 租税公課、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、給料賃金、利子割引料、貸倒金、研修費、雑費、青色申告控除額、会議費、委託費、生徒維持費、など |

● 父母などの夫婦合算収入額にご注意ください

父母・祖父母などで、どちらか1人が被扶養者として認定されている場合に、もし夫婦2人の所得(扶養認定上の所得)の合計額が夫婦合算収入の認定限度額を超えた場合には、認定されている方の収入年額が認定限度額未満であっても、扶養認定は取り消されます。

● 年金額の改定等にもご注意を

年金受給中の被扶養者で、平成29年中に年金額の改定又は新たに他の年金を受給開始されたことにより、認定限度額を超えた場合は、その改定等の内容を把握した時点まで遡り扶養認定は取り消されます。

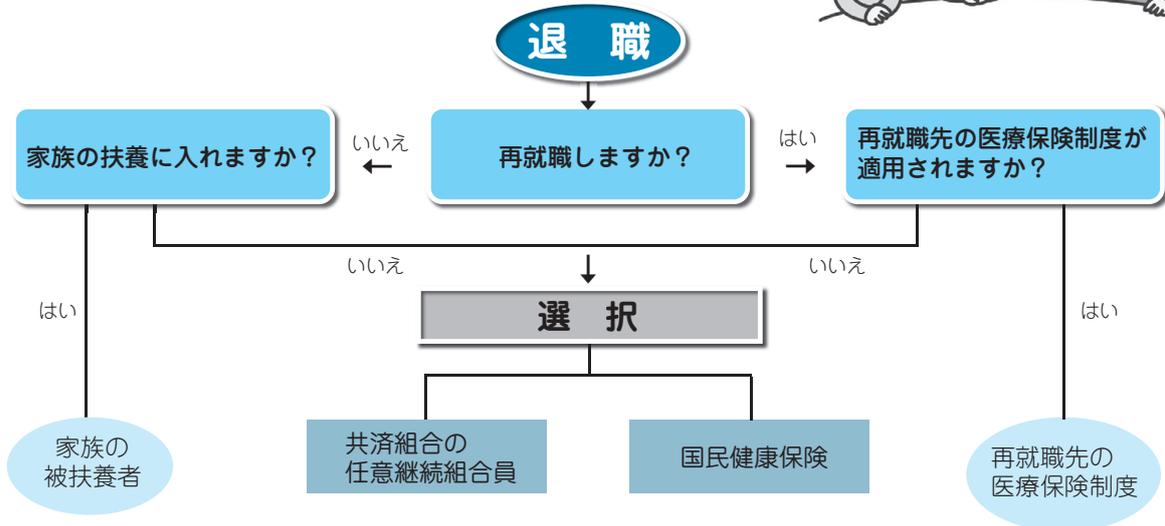
◎問い合わせ先 保険課システム・資格調定係 TEL 022-263-6415

退職後の医療保険制度について

組合員の皆様が退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失することとなります。

そのため、退職日の翌日からは下記チャートに沿ったいずれかの医療保険制度に加入することとなります。

※退職後、フルタイム再任用職員となる方は、引き続き組合員の資格がありますので、退職後の医療保険制度の切り替え手続きは不要です！



任継？ 国保？ 選択のポイント



どんな違いがあるの？

<参考：平成 29 年度>

| | 任意継続組合員（任継） | 国民健康保険（国保） |
|---------|--|---|
| 保険料（掛金） | 退職時の標準報酬月額または全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額 ※詳細は次のページ | 各市町村により異なります。 （被保険者の所得割、資産割、均等割、平等割などの合算額） |
| 附加給付 | ・一部負担金払戻金 ・家族療養費附加金等 （共済組合独自の給付） | |
| 福祉事業 | ・特定健康診査 ・メンタルヘルス電話相談等の利用 | 「国保人間ドック」など市町村によって助成がある場合があります。 |
| 手続き | 退職日から20日以内に、退職した所属所を通して申請 | 退職日から14日以内に、居住地の市区町村に申請 |
| 加入可能期間 | 退職日の翌日から最大2年間 | 期限なし |

任継 → 国保

途中変更
可能です！

1年目（退職時）は国民健康保険保険料より任意継続組合員掛金が少ない場合でも、**2年目（退職の翌年4月時点）は任継掛金より国保保険料の方が少なくなる場合があります！**

そのため、**1年目は任継、2年目からは国保に切替えることも可能**ですので、保険料を試算のうえご検討ください！！

任意継続組合員制度について

任意継続組合員とは

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった者が、退職後も引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を**最大2年間**受けることができる制度です。

手続きの流れ

退職日から20日以内に「任継資格取得申出書」を退職した所属所を通じて共済組合に提出してください。

任意継続組合員の掛金

任継掛金 短期掛金(月額) = 掛金の標準となる額 × 平成30年度掛金率(未定※1)
 介護掛金(月額) = 掛金の標準となる額 × 平成30年度掛金率(未定※1)
 (40歳以上65歳未満の方)

※1 決定しだい随時お知らせします!!
 <参考(平成29年度)>
 短期掛金率 96.8/1000
 介護掛金率 12.64/1000

掛金の標準となる額…次のうちいずれか少ない金額

- ①退職時の標準報酬月額(退職月の掛金の標準となった標準報酬月額)
- ②毎年9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額
 (平成30年度は360,000円)

受けられる短期給付

- 療養の給付
- 入院時食事(生活)療養費
- 療養費
- 訪問看護療養費
- 高額療養費
- 出産費
- 埋葬料
- 弔慰金
- 災害見舞金等

利用できる福祉事業

- 特定健康診査
- メンタルヘルス電話相談(P13参照)
- 委託保養所利用助成
- 他組合宿泊施設利用助成
- パレス松洲利用助成(P23参照)
- 共済貯金(P18参照)

払込み方法

①月払い ②半年払い ③年払い のいずれかが選択できます。

※半年払い・年払いの場合は前納による**割引制度**があり、途中で任継をやめる場合は、**未経過期間分の掛金はお返し**します。



掛金の払込みは、
月払いよりも
半年払い・年払い
がお得

●平成29年度の掛金上限の場合

任継掛金の算定の標準となる額：380,000円(標準報酬月額)

★月払い(1ヵ月分×12回納付) 499,044円

★年払い(4月分から翌年3月分まで一括納付) 490,185円

月払いと年払いの差額 8,859円

任意継続



Q 現職時に認定されていた被扶養者はどうなるの？

A 組合員が任意継続組合員資格を取得する際に、**認定要件を満たしていた方は引き続き被扶養者としての資格が継続されます。**

Q 任意継続組合員になっている間に、国民健康保険に入る場合や家族の扶養に入ることになる場合はどうするの？

A 資格喪失届書を共済組合に送付してください。共済組合が資格喪失届書を受理した翌月1日付けの資格喪失証明書を発行しますので、翌月1日からは国民健康保険やご家族の扶養に加入してください。

※任継の組合員証は**共済組合が資格喪失届書を受理した当月まで**使用が可能です。

◎問い合わせ先 保険課システム・資格調定係 TEL 022-263-6415

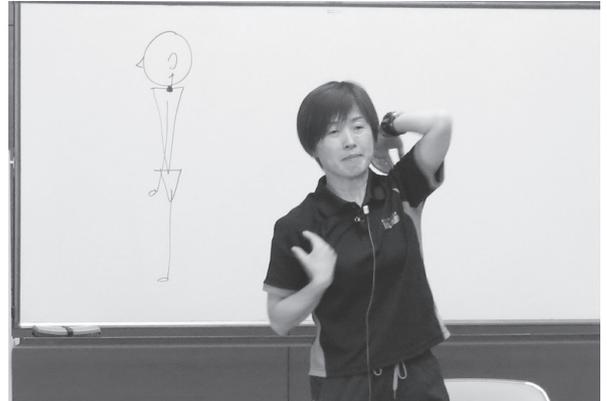
平成29年度 ライフプランセミナー(退職準備型)を開催しました

本組合保養所パレス松洲において、50歳以上を対象としたライフプランセミナー（退職準備型）を開催しました。今年度は計7回のセミナーへ496人の皆様にご参加いただきました。

このセミナーでは、みなさまに、退職後の充実したライフプランの作成方法や、健康づくりについての講演を受講していただきました。



一般財団法人地域社会ライフプラン協会
八木下 牧登 講師



健生株式会社
渋谷 祐子 講師

●ライフプランセミナー（退職準備型）日程表（第3回日程表より抜粋）

◎第1日目

| 時刻 | 研修内容 | 講師・その他 |
|-------|---|---|
| 9:20 | 受付 | |
| 9:50 | 開会あいさつ オリエンテーション | 宮城県市町村職員共済組合 |
| 10:00 | 【講演】 ライフプランで充実の人生を！ ※映像資料 「妻のブログ」上映有 | 一般財団法人 地域社会ライフプラン協会 業務部企画課長 八木下 牧登 氏 |
| 12:00 | 昼食・休憩 | |
| 13:00 | 【講演】 ライフプランと資産管理 | ライフプラン協会賛助会員講師 野村証券株式会社 官公庁担当部長 植村 隆 氏 |
| 14:00 | 休憩 | |
| 14:10 | 【講演】 健康な体をつくるさじ加減 ～何をどれだけ、 いつどのように 食べたらよいか～ | 一般財団法人 宮城県予防医学協会 管理栄養士 吉村 和美 氏 |
| 15:10 | 休憩 | |
| 15:20 | 【体育実技指導】 セカンドライフの道しるべ | 健生株式会社 健康運動指導士 渋谷 祐子 氏 |
| 16:40 | 第1日目終了 | |
| 18:00 | 意見交換会(宿泊者のみ) | |

◎第2日目

| 時刻 | 研修内容 | 講師・その他 |
|-------|----------------------------|------------------------------------|
| 7:00 | 朝食・休憩(宿泊者のみ) | |
| 9:00 | 【解説】 退職手当について | 宮城県市町村職員退職手当組合 総務課主事 高森 宏伸 氏 |
| 9:50 | 休憩 | |
| 10:00 | 【解説】 年金制度等について | 宮城県市町村職員共済組合 年金課長 赤間 泰彦 |
| 11:30 | 休憩 | |
| 11:40 | 【解説】 福祉事業について | 宮城県市町村職員共済組合 福祉課長 内海 昭 |
| 12:00 | 休憩・昼食 | |
| 13:00 | 【解説】 退職後の医療保険制 度について | 宮城県市町村職員共済組合 保険課長 庄子 和枝 |
| 13:50 | アンケート記入・閉会 | |
| 14:00 | 個別相談 | |



また、セミナー2日目には、昼食後の休憩時間と閉会后に、個別相談コーナーを設けました。

退職手当、年金、医療について各担当者と、一対一でゆっくりとご相談いただけるため、毎回20名ほど（参加者の約30%）にご利用いただいております。

管理監督者対象メンタルヘルス講座・ 心と身体の健康セミナー開催

本組合保養所パレス松洲において、メンタルヘルスに関する講座を開催しました。

7月27・28日、10月3・4日の「管理監督者対象メンタルヘルス講座」では、計114名の参加者のもと、(株)保健同人社カウンセラーの秦泉寺晶子講師より、職場でのメンタルヘルス対策に関わる基礎知識や管理職としてのメンタルヘルスケアについてご講演いただきました。講演では参加者から要望のあった、ストレスチェック集団分析の活用方法を取り上げていただくとともに、最近問題となっている現代型うつ病の事例をもとにして、グループワークを交えて行いました。参加者の皆さんからは、「職場で活かせる」「病気の原因究明の必要がないことを知った」等のご感想をいただいております。

6月30日、9月28日の「心と身体の健康セミナー」では、計47名の参加のもと、第1回は「あなたは今、健康ですか？～体も、心も、そして社会的にも～」と題して、宮城産業保健総合支援センターの佐藤祥子講師より、第2回は「『睡眠』についての基礎知識～最近じっくり眠れていますか？～」と題して臨床心理士の吉田香里講師より、メンタルヘルスの基礎知識について、ご講演いただいた後、両回とも「脳と体の楽々コンディショニング」と題して、健康運動指導士の渋谷祐子講師より、ストレッチ体操を行いました。参加者の皆さんからは「セルフケアの手段を学ぶことができた」「普段気づかないことを知った」等のご感想をいただいております。

また、両講座ともに、「多くの方に参加してもらいたい」とのご意見をいただいております。各所属所におかれましても、「管理監督者対象メンタルヘルス講座」は管理職研修として、「心と身体の健康セミナー」は、職員研修としてご活用してはいかがでしょうか？今後も共済組合はメンタルヘルス事業の推進いたします。



秦泉寺 晶子 講師



佐藤 祥子 講師



吉田 香里 講師



渋谷 祐子 講師

共済組合では、メンタルヘルス講座のほか、メンタルヘルス電話相談も行っています。電話相談では、ご自分やご家族の方の相談だけでなく、皆さんの周りの心の不調を抱えた方への対応等に関する相談も受け付けております。ひとりで悩まず、まず相談をしてみたいはかがでしょうか？

また、共済組合ホームページ上のメンタルヘルスに関するサイト『健康・こころオンライン（パスワード「kyosai-miyagi」）』には「かんたんセルフチェック」や「よくある相談」など、掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

職場でメンタルヘルスに関する研修をお考えの担当者の方へ

共済組合では各所属所が実施するメンタルヘルスに関する研修等の講師派遣や費用助成の事業を行っております。所属所で研修を実施する際には、この事業をご活用ください。

こころの相談ネットワーク **メンタルヘルス電話相談**

◎こころの健康、大事にしていますか？ ひとりで悩まず、まず相談を

0120-16-9164

携帯電話からも
無料でかけられます

組合員とご家族で
ご利用いただけます。

ご相談はまず上記のフリーダイヤルへお電話ください。

受付時間 平日 9:00～21:00 土曜日 10:00～18:00(日・祝日、1/1～3は休み)



共済組合ホームページ
上からも「健康・こころのオンライン」にアクセスできます。

今すぐ相談したいときに

相談内容をお話ください。
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がお答えします。
電話相談は、無料です。

直接会って相談したいときに

ご相談内容に応じて、精神科医等の専門職との面接相談をご案内します。
面接相談は、1回当たり1,000円です。

直接は相談しづらいときに

直接相談しづらい、うまく話せないときにはweb相談をご利用ください。
相談料は無料です。

パスワード：kyosai-miyagi

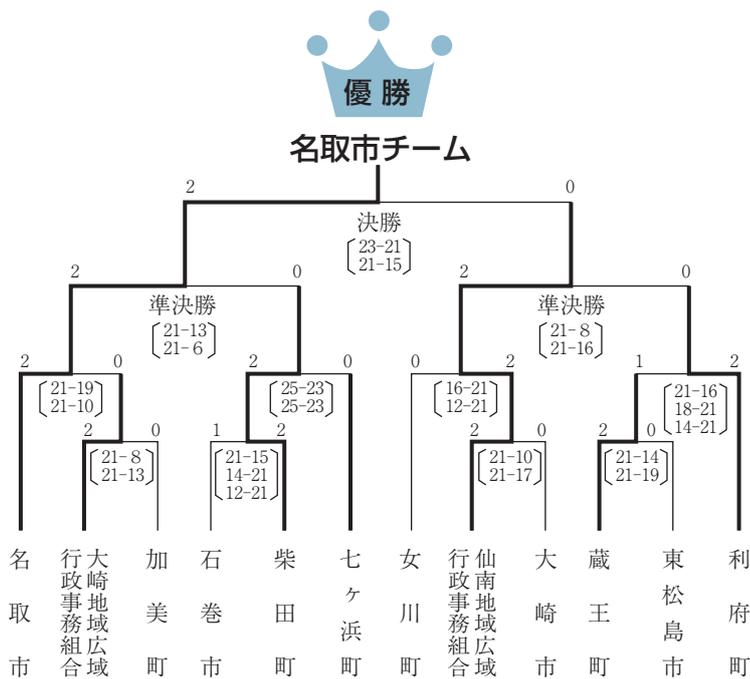
いずれの相談でもプライバシーは厳守されます。ご相談内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

熱戦繰り広げられる！ 市町村職員バレーボール大会



第58回宮城県市町村職員バレーボール大会が、平成29年10月21日、岩沼市総合体育館において開催されました。各地区の予選を勝ち抜いた代表12チームが激しくぶつかり、会場は熱い空気に包まれました。決勝戦は、両ブロックから勝ち上がった名取市、仙南地域広域行政事務組合の仙南地区市部同士の対決となりました。当日、決勝戦まで両チームとも、1セットも落とさずに勝ち進んだまさに優勝候補同士の戦いは、1セット目にデュースに突入し、一進一退の攻防が繰り広げられました。そのセットを得た名取市が、2セット目も勝利し、見事27年ぶり5回目の優勝を果たしました。

優勝：名取市
準優勝：仙南地域広域行政事務組合
第3位：柴田町、利府町



優勝した名取市チーム



準優勝した仙南地域広域行政事務組合チーム

<優秀選手賞>



左から

野村 夏紀 選手（柴田町チーム）

小林 太樹 選手（名取市チーム）

大内連太郎 選手（仙南地域広域行政事務組合チーム）





好ゲーム続出!! 市町村職員卓球大会



第46回宮城県市町村職員卓球大会が、平成29年11月18日、名取市民体育館において開催されました。団体戦及び個人戦（各4種目）において、各地区の予選を勝ち抜いた代表による白熱した好ゲームが繰り広げられました。団体戦では、前回大会と同じ組合せの、大崎市と登米市が決勝戦に駒を進めました。仙北地区市部代表同士の対決となったこの決勝戦を大崎市が勝利し、大会3連覇を果たしました。

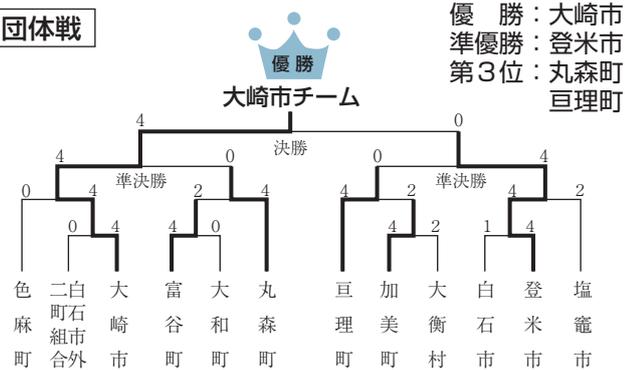


選手宣誓の白石市外二町組合チーム 大森敬太選手



優勝した大崎市チーム

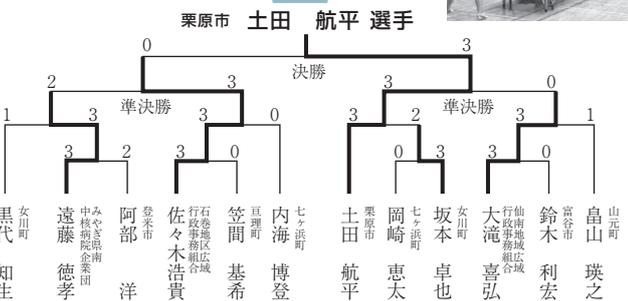
団体戦



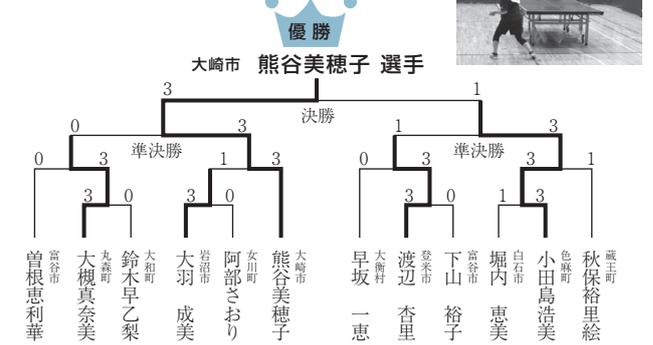
準優勝した登米市チーム

個人戦

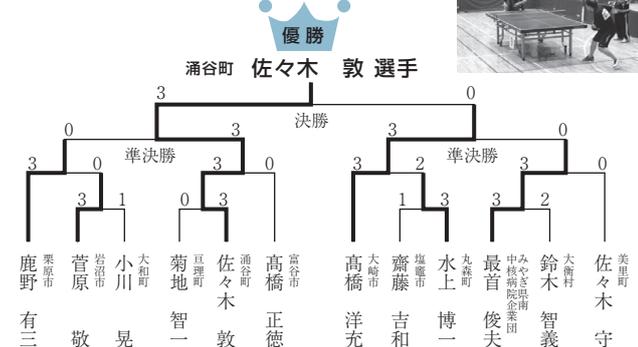
(男子シングルス戦)



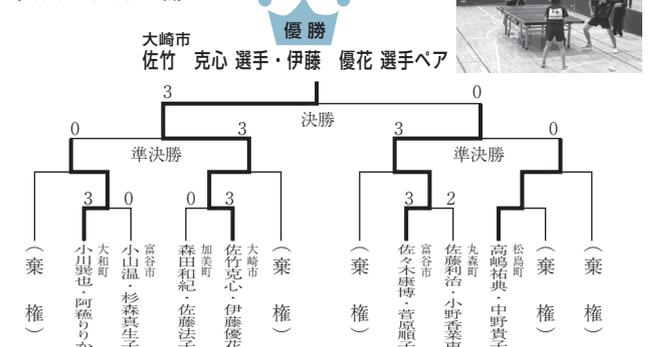
(女子シングルス戦)



(40歳以上男子シングルス戦)



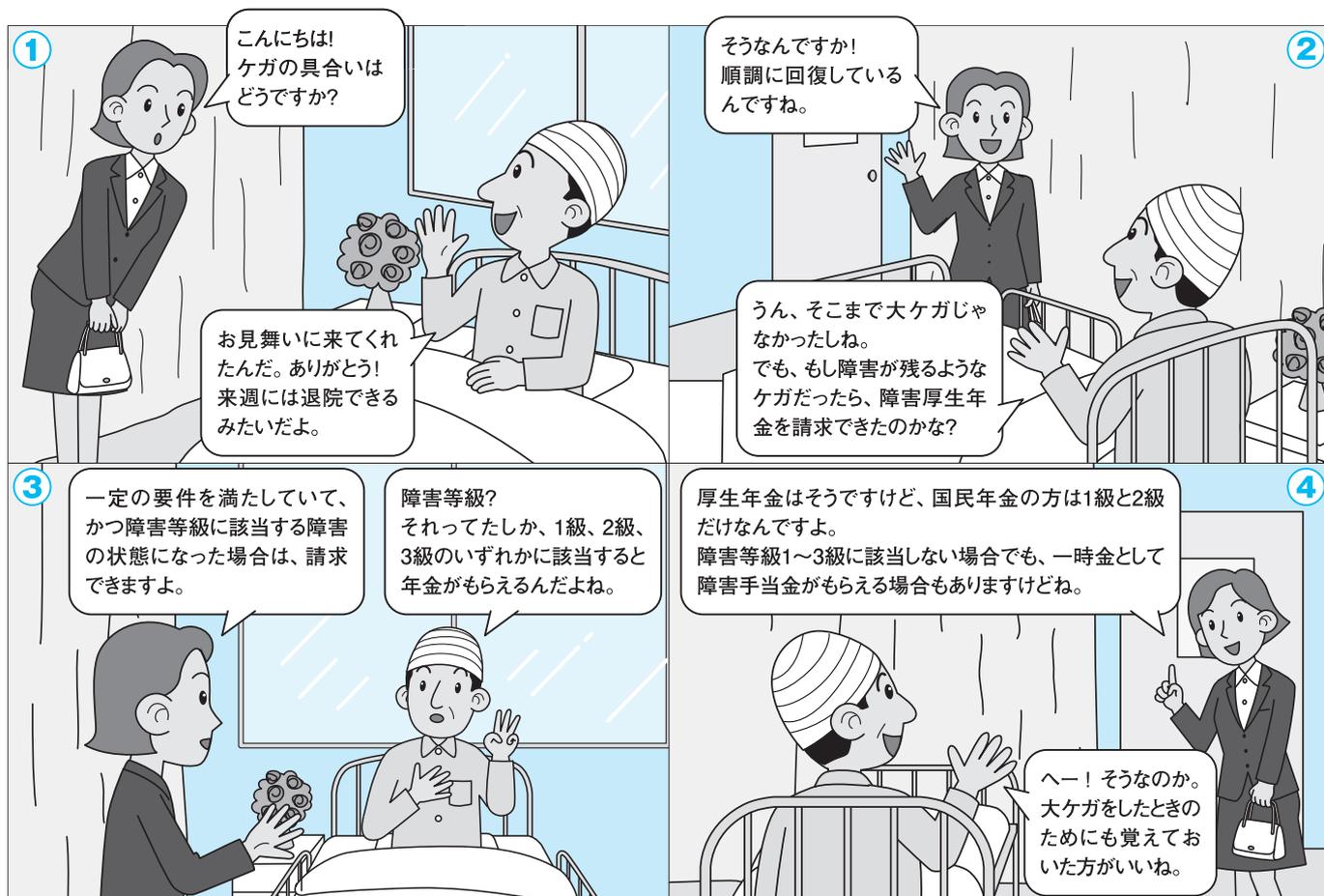
(ミックスダブルス戦)





知って
安心!
厚生年金

障害の状態になったときの年金



被保険者（組合員）である間に初診日がある病気やケガで障害等級3級以上になった場合、障害厚生年金が支給されます。また、障害等級が1級または2級に該当する程度の状態になった場合は、原則として障害基礎年金も支給されます。

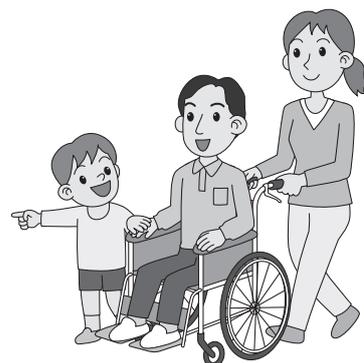
| | | | | |
|----------|----------------------|----------------------|--------|--------------------|
| | 障害等級1級 | 障害等級2級 | 障害等級3級 | 3級に満たない障害 |
| 厚生年金から支給 | 加給年金額 ^(注) | 加給年金額 ^(注) | | |
| | 障害厚生年金 | 障害厚生年金 | 障害厚生年金 | 障害手当金 (一時金での支給) |
| 国民年金から支給 | 障害基礎年金 | 障害基礎年金 | | |

(注) 加給年金額は、障害等級1級または2級の障害厚生年金受給者によって生計を維持している、下記の①②に該当する方がいる場合に加算されます。

①65歳未満の配偶者

②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。

または、20歳未満で障害等級1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子。



障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、組合員もしくは組合員であった方が、障害認定要件のいずれかに該当し、かつ保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

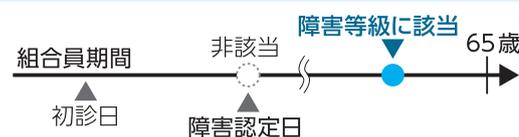
初診日要件

初診日が組合員である間にあるとき

※初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めてお医者さんにかかった日をいいます。

障害認定要件

- 障害認定日に障害等級1級、2級または3級に該当する程度の障害状態にあるとき
- 障害認定日において障害等級3級以上に該当しなかったが、その後65歳になる前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害状態になったとき
- 組合員である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合して、障害等級が1級・2級に該当する障害状態になったとき



※障害認定日とは、初診日から1年6ヶ月を経過した日をいいます。

ただし、それ以前に治癒した場合や、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った場合は、治癒した日または治療の効果が期待できない状態に至った日を障害認定日とします。

保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済み期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること

※ただし、平成38年4月1日前までの初診日については、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。

障害基礎年金の支給要件

障害基礎年金は、次のすべての要件に該当した場合に支給されます。

初診日要件

初診日が国民年金加入中にあるとき

障害認定要件

障害認定日に障害等級1級または2級に該当する障害状態になったとき

もしくは、障害認定日に障害等級に該当しなかったが、その後65歳になる前日までの間に障害等級2級以上に該当する障害状態になったとき

保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済み期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること

※ただし、平成38年4月1日前までの初診日については、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。

きになる
ワンポイント



被用者年金一元化で、何か変わったことはあるの？

これまでの共済年金制度との違いは、「在職中でも支給される」ことなど次のようなものがあります。

- 在職中でも、障害給付を受給することができます
- 厚生年金と同様に「保険料納付要件」が適用されます
- 共済年金の「障害一時金」は、厚生年金に合わせて「障害手当金」となりました

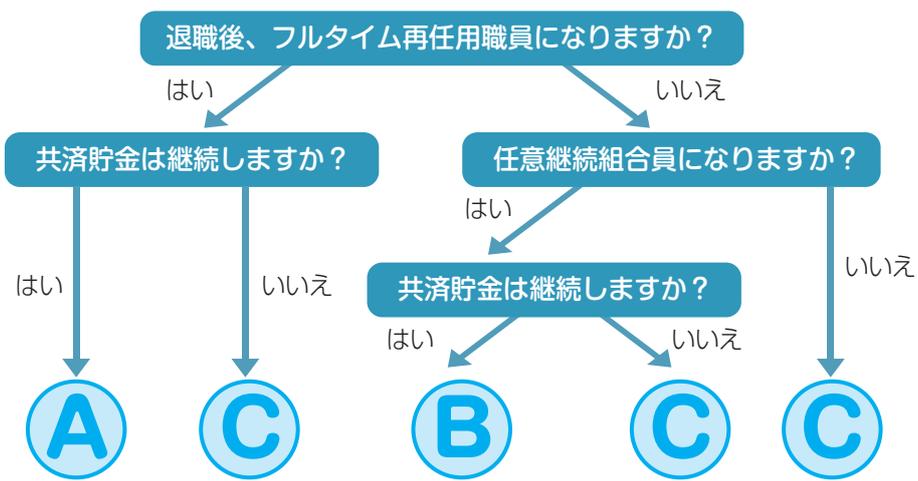
年利
1.0%の

断然お得な 共済貯金 を活用しませんか！

毎月のお給料から残った分を貯金しよう、と思っていても、なかなか難しいですよね。
共済貯金は毎月の給与や賞与から天引きして積み立てるので、無理なく貯金ができます。
また、いつでも任意の額を預け入れることができる**臨時積立**もありますので、冬のボーナス等でお手元に余裕金がありましたら、ぜひ臨時積立をご活用ください。
共済貯金にまだ加入されていない方は、P19の「貯金加入申込書兼受取口座届書」をコピーのうえ、必要事項を記入・押印していただき、共済事務担当課の方にお申し出ください。
また、既に参加されている方で、臨時積立をご希望の場合は、共済事務担当課の方にお申し出ください。
この機会に利息で差がつくお得な共済貯金をぜひご利用ください。

共済貯金をご利用中の 退職予定者の皆さまへ

共済貯金にご加入の方が退職される場合、加入資格を失いますので、解約の手続きが必要になります。
ただし、フルタイム再任用職員、任意継続組合員になられる方は、継続加入ができます。



- A**の方は…在職中と同様にご利用いただけます。共済事務担当課に継続する旨をお申し出ください。
- B**の方は…任意継続組合員の期間中は継続加入できますので、共済事務担当課に継続する旨をお申し出ください。
なお、月3回の払戻しはできますが、新たな資金を積み立てることはできなくなりますので、ご注意ください。
- C**の方は…解約手続きが必要となりますので、「貯金払戻請求書」を共済事務担当課を通じてご提出ください。

共済貯金締切日及び払戻日のお知らせ

| | 第1回 | | 第2回 | | 第3回 | |
|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 締切日 | 払戻日 | 締切日 | 払戻日 | 締切日 | 払戻日 |
| 平成30年2月 | 2/1 (木) | 2/9 (金) | 2/9 (金) | 2/20 (火) | 2/20 (火) | 2/28 (水) |
| 3月 | 3/1 (木) | 3/9 (金) | 3/12 (月) | 3/20 (火) | 3/20 (火) | 3/29 (木) |
| 4月 | 4/3 (火) | 4/11 (水) | 4/12 (木) | 4/20 (金) | 4/19 (木) | 4/27 (金) |

※「貯金払戻請求書」の受付けは、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。
所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

貯金加入申込書 兼 受取口座届書

| | | | |
|-----------------|---|------|------|
| 組合員証 記号番号 | - | 所属所 | |
| フリガナ | | 届出事由 | 新規加入 |
| 組合員氏名 (口座名義) | | | |

*定例・賞与・臨時のいずれの1つでも共済組合貯金に加入できます。希望する積立種類に必要な事項を記入してください。

| 積立内容 | 積立種類 | 積立金額 | | 積立開始時期 | | |
|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|---|--------|----|----------|
| | <input type="checkbox"/> 定例積立 | | 円 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 賞与積立 | <input type="checkbox"/> 6月 | | 円 | 平成 | 年6月賞与から |
| | | <input type="checkbox"/> 12月 | | 円 | 平成 | 年12月賞与から |
| <input type="checkbox"/> 臨時積立 | *貯金臨時積立報告書を提出してください。 | | | | | |

| 受取口座 | 金融機関 | | 本支店名 | | 預金種目 | 口座番号 |
|------|------|----|------|----|------|------|
| | コード | 名称 | コード | 名称 | 普通 | |
| | | | | | | |

*非課税限度額

円

上記のとおり届け出ます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

平成 年 月 日

住所

届出者

氏名

㊟

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

平成 年 月 日

職名

所属所長

氏名

㊟

※ 積立開始希望月の前月20日までに提出してください。

※ 共済貯金は、利息の支払い時に原則として支払利息の20.315%を源泉分離課税として控除されます。ただし、少額貯蓄非課税制度(マル優限度額350万円)の有資格者に該当する方は、特例により非課税扱いとなりますので、手続きが必要です。

※ 詳細は総務課までお問い合わせください。

| 組 合 処 理 欄 | | |
|-----------|-----|-----|
| 処理者 | 検印者 | 備 考 |
| | | |

平成30年1月1日から

貸付利率が大幅に引き下げられました!

貸付事業における財源等の見直しにより、貸付規程の一部が改正され、平成30年1月1日から貸付利率が下表のとおり引き下げられました。

| 貸付種類 | | 貸付利率(新) | 貸付利率(旧) |
|--------------------------|-----------|---------|---------|
| 普通貸付 | | 年1.26% | 年2.66% |
| 住宅貸付 | | | |
| 特別貸付 (医療・入学・修学・結婚・葬祭) | | | |
| 在宅介護対応住宅貸付 | | 年1.00% | 年2.40% |
| 災害貸付 | | 年0.93% | 年2.22% |
| 特例災害貸付 | (新規貸付) | 年0.63% | 年1.22% |
| | (既貸付【住宅】) | 年0.64% | 年1.66% |
| | (既貸付【災害】) | 年0.63% | 年1.22% |
| | (猶予期間) | 年0.30% | 年1.00% |

入学・修学貸付のご案内

申込書受付は平成30年4月末まで

共済組合では、組合員のお子様等が高校、大学、専門学校等へ入学・修学するうえで必要な資金（入学金や授業料など）の貸付けを行っております。詳細は下表のとおりとなりますので、ぜひご利用ください。

| 貸付種別 | 入学貸付 | 修学貸付 |
|-------------------------|--|---|
| 貸付条件 | 貸付対象者の入学にかかる費用 | 貸付対象者の在学中(入学初年度分も含む)にかかる費用 |
| 貸付金額 | ○給料月額6ヵ月以内の額で最高限度額200万円 ○貸付金額は1万円単位 | ○貸付対象者1人につき、1学年ごとに最高180万円 ○必要とする金額に応じて次の5つの金額から選択できます。 [年額60万円、84万円、120万円、144万円、180万円] ○貸付対象者1人につき申込みは年1回で、1学年ごとの貸付となり、同一年度中の追加貸付はできません。 |
| 償還金額 | 貸付金額に応じた償還金額、償還月数となります。 ※別表1をご覧ください。 | 修学する学校の修業年限「3年以下」「4年」「5年または6年」及び貸付金額に応じた償還金額、償還月数となります。 ※別表2をご覧ください。 |
| 貸付対象者 | 組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む) ※被扶養者とは、共済組合の被扶養者として認定を受けている方になります。 | |
| 貸付対象となる教育機関 | ○学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学、大学院、高等専門学校 ○学校教育法第124条に規定する専修学校 ○学校教育法第134条に規定する各種学校 ○上記に準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関 ※大学院は入学貸付の場合は貸付対象となりますが、修学貸付の場合は貸付対象外となります。 | |
| 貸付利率 | ○貸付利率(特例利率) 年利率 1.26% | |
| 償還方法 | ○次の2つの方法から選択できます。 ①毎月償還 ②ボーナス併用償還(貸付金額50万円以上からご利用可能です。) ○償還は貸付金の送金を受けた月の翌月開始となりますが、元金の償還据置を選択することもできます。 | |
| 元金償還据置の取扱い | ○元金の償還据置を選択された場合、入学・修学する学校において定められている修業年限(4年制大学の場合は4年間)を限度に元金の償還を据置することができ、修業年限の期間が終了する月の翌月から元利均等償還が開始となります。 ○元金の償還据置期間中は利息のみをお支払いいただけます。 ○大学院の場合や、入学・修学する学校の修業年限を超えての元金の償還据置はできません。 ○お申出により、元金の償還据置期間を期間途中で解除し、元金の償還を開始することができます。その場合は「据置期間変更申請書」をご提出ください。 | |
| 申込書類 (●は、必ず提出してください) | <ul style="list-style-type: none"> ●入学・修学貸付申込書 ●入学貸付の場合：合格通知書(写)または入学許可証(写) ●修学貸付の場合：在学証明書(原本) 入学年度のみ在学証明書に代えて、合格通知書(写)または入学許可証(写)でお申込みいただけます。 ●入学・修学に伴う諸経費等の明細がわかる書類・・・別表3「貸付対象となる費用等について」をご覧ください。 ●借入状況等申告書・・・別表4をご覧ください。 ●お申込み時における全ての借入れ(他の金融機関等・物質償還金を含む)を漏れなくご記入ください。 ●他の金融機関等からの借入残高がある場合や新規で借入れをする場合は、毎月及びボーナス等からの償還額が確認できる書類(償還表等)の写しを、あわせてご提出ください。 ●元金の償還据置を選択した借入れについては、据置期間中の償還額(利息のみ)の記入ではなく、据置期間終了後の償還額(元金+利息)をご記入ください。 ●「給料月額に対する毎月の償還額の割合」及び「年収額に対する年間償還額の割合」が、30%を超える場合には貸付できませんので、あらかじめご了承ください。 | |

| | |
|-------------------------|---|
| 申込書類 (●は、必ず提出してください) | ●直近の給与支給日に係る給与支給明細書(写)：氏名と給与月額が確認できる書類(写)をご提出ください。 |
| | ○貸付申込対象者の戸籍抄本 被扶養者でない子の場合、続柄確認が必要となりますので提出ください。 |
| 貸付決定後の提出書類 | ○団体信用生命保険事業加入兼告知書兼口座振替申込書 ・団体信用生命保険(以下「だんしん」)の加入は任意です。加入を希望される場合はご提出ください。 ・「だんしん」は貸付毎に加入が必要です。既貸付で加入していても、新規貸付で加入を希望する場合は、新たに加入申込書を提出してください。 ・元金の償還据置期間中は債務返済支援保険の適用不可です。元金償還開始後に中途加入できます。 |
| | ○在学証明書等が英文等の場合は、日本語訳したものを提出ください。 |
| 貸付申込書受付期間 | 平成30年2月から平成30年4月末日まで・・・別表5「貸付申込書受付期間等」をご覧ください。 ※申込受付期間外の申込みによる貸付はいたしませんので、ご注意ください。 ※外国の教育機関にかかる入学・修学貸付は、期間を限定せず通年受付しております。 |

1 回あたりの償還金額例

- 償還額には、利息 年利1.26%が含まれております。
- ボーナス併用償還の場合の償還額は、償還開始月によって端数が若干異なります。詳しくは共済組合事務担当課にて償還表をご確認ください。(別表1、2は例として3月末送金、4月給与控除から償還開始の場合の償還額を記載しています。)

別表1 入学貸付の場合

| ご利用金額例 | 償還方法 | 償還月数 | 毎月償還額 | ボーナス償還額 |
|--------|--------|------|---------|---------|
| 100万円 | 毎月 | 72 | 14,428円 | — |
| | ボーナス併用 | | 9,617円 | 28,851円 |
| 200万円 | 毎月 | 120 | 17,747円 | — |
| | ボーナス併用 | | 11,830円 | 35,490円 |

別表2 修学貸付の場合

| 修業年限 | ご利用金額 | 償還方法 | 償還月数 | 毎月償還額 | ボーナス償還額 |
|---------|-------|--------------|--------------|-------------------|-------------------|
| 3年以下 | 60万円 | 毎月 ボーナス併用 | 42 | 14,611円 9,739円 | — 29,217円 |
| | 84万円 | 毎月 ボーナス併用 | 60 | 14,453円 9,634円 | — 28,902円 |
| | 120万円 | 毎月 ボーナス併用 | 90 | 13,980円 9,319円 | — 27,957円 |
| | 144万円 | 毎月 ボーナス併用 | 120 | 12,778円 8,517円 | — 25,551円 |
| | 180万円 | 毎月 ボーナス併用 | 150 | 12,976円 8,649円 | — 25,947円 |
| | 4年 | 60万円 | 毎月 ボーナス併用 | 60 | 10,324円 6,881円 |
| 84万円 | | 毎月 ボーナス併用 | 90 | 9,786円 6,523円 | — 19,569円 |
| 120万円 | | 毎月 ボーナス併用 | 120 | 10,648円 7,098円 | — 21,294円 |
| 144万円 | | 毎月 ボーナス併用 | 150 | 10,381円 6,919円 | — 20,757円 |
| 180万円 | | 毎月 ボーナス併用 | 150 | 12,976円 8,649円 | — 25,947円 |
| 5年または6年 | | 60万円 | 毎月 ボーナス併用 | 96 | 6,574円 4,382円 |
| | 84万円 | 毎月 ボーナス併用 | 150 | 6,056円 4,036円 | — 12,108円 |
| | 120万円 | 毎月 ボーナス併用 | 150 | 8,651円 5,766円 | — 17,298円 |
| | 144万円 | 毎月 ボーナス併用 | 150 | 10,381円 6,919円 | — 20,757円 |
| | 180万円 | 毎月 ボーナス併用 | 150 | 12,976円 8,649円 | — 25,947円 |

別表3 貸付対象となる費用等について

| 貸付対象となる費用 | 諸経費等の明細がわかる書類 |
|--|-------------------------|
| 入学金、授業料、教材費、制服代 | 学校からの通知(写)等 |
| アパート等の家賃 | 契約書(写)または入居申込書(写)等 |
| アパート等を借りるにあたっての生活必需品の購入費用、通学費、仕送り、その他、入学・修学するうえで必要となる経費のうち共済組合が認める経費 | 購入先からの見積書等や組合員本人からの申立書等 |

- 授業料とアパート等の家賃は1学年ごとの貸付となります。このため、アパート等の契約期間分の家賃や、修業年限分(4年制大学の場合は4年間)の授業料の一括貸付は行いません。
- 車、バイクの購入費用、部活動に係る費用は貸付対象外となります。

別表4 借入状況等申告書

様式第2号(第2条関係) **借入状況等申告書**

1. 借入状況
※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらか記入してください。

| | | | |
|----------------|------|-------|------|
| 住宅金融支援機構 | 銀行 | その他公庫 | 労働金庫 |
| 信用金庫 | 信用組合 | 消費性金融 | 信販会社 |
| 地方公共団体による住宅融資等 | 互助会 | 借入 | その他 |

※上記で「有」のものについて、以下に記入してください。

| 借入先 | 借入状況 | | | | 借入状況 | | | |
|----------------|------|---------|----------|-----------|------|---------|----------|-----------|
| | 借入日 | 借入額(万円) | 現在の残高(円) | 毎月の償還額(円) | 借入日 | 借入額(万円) | 現在の残高(円) | 毎月の償還額(円) |
| 共済組合からの借入状況記入欄 | | | | | | | | |
| 貸付種類 | 借入日 | 借入額(万円) | 現在の残高(円) | 毎月の償還額(円) | 借入日 | 借入額(万円) | 現在の残高(円) | 毎月の償還額(円) |
| 計 | | | (A) | (B) | | | (C) | (D) |

毎月の償還額(A) + (B) + (C) + (D) = 円(E)
ボーナス償還額(F) + (G) + (H) + (I) = 円(J)

2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

| | | | | |
|-----------|---------|-----------------|-----------------|----|
| 毎月の償還額(E) | 給料月額(K) | 貸付申込月の正勤給付時間(L) | 貸付申込月の休業予定時間(M) | 割合 |
| 円 | 円 | 時間 | 時間 | % |

※ 貸付申込月の正勤給付時間(L)及び貸付申込月の休業予定時間(M)は、部分休業中の場合に記入してください。
※ 給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。
※ 部分休業中の場合は、貸付月の給料月額(K×(1-休業率))に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

3. 年収額に対する年間償還額の割合

| | | |
|-----------------|---------------|------------------------|
| 年間償還額(E×12+J×2) | 年収額(K×12+K×4) | 割合(L×(M×(1-(Y×X))×100) |
| 円 | 円 | % |

※ 年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。
※ 部分休業中の場合は、貸付月の年収額(M×(1-休業率))に対する毎月の償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

私の借入状況は上記事項に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。
1. この申告について、所屬所長が署名及び捺印すること。
2. 裏面の記入上の注意を確認し、これに準ずること。
3. この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

平成 年 月 日 所屬所長
宮城県市町村職員共済組合理事 様 組合員証記号番号 ー
(※「申込人名義」は自筆で記入してください。) 申込人名義 印

別表5 貸付申込書受付期間等

| 申込受付期間 | 申込締切日(共済組合必着) | 貸付決定(送金)及び貸付年月日 |
|--------------------|---------------|--------------------------|
| 平成30年2月から平成30年4月まで | 2月末日 | 3月末決定(送金) 平成30年4月1日貸付 |
| | 3月末日 | 4月末決定(送金) 平成30年5月1日貸付 |
| | 4月末日 | 5月末決定(送金) 平成30年6月1日貸付 |

物資事業からのお知らせ

お得で便利な共済組合の物資事業 を利用してみませんか



自動車の購入（自動車物資）や時計、カメラ等の購入（一般物資）はお得で便利な共済組合の物資事業をぜひご利用ください。「組合員」（任意継続組合員を除く）はすぐにご利用が可能です。

- ✳️ 自動車物資：年利 2.4%、一般物資：組合員負担金利なし
- ✳️ 自動車物資：300 万円、一般物資：80 万円まで利用可能
- ✳️ 給与・ボーナスからの控除による償還
- ✳️ 繰上償還が可能

物資購入の流れ



①「指定店」に対し、共済組合の物資事業を利用して物資の購入をする事を伝える。



②所属所の共済事務担当課に「物資購入票」の発行を依頼する。



③発行された「物資購入票」に必要な事項を記入し、「指定店」に持参する。（下記参照）



④「指定店」から物資購入品の受取。

物資事業が利用できる指定店や償還方法等につきましては、平成29年4月にお渡しした「共済物資事業 物資指定店のご案内」をご覧ください。または本組合ホームページの「物資事業」をご覧ください。

◆物資購入票の記入について◆

記入例

| | | | |
|---|---------|-------------------|-------|
| 自動車購入票・No.2 | | (所属所・組合員用) | |
| 宮城県青葉市共済組合青葉区役所支店に発行された、自動車購入代金の立替印を必ず記入してください。 | | 所属所コード | 組合員番号 |
| 宮城県青葉市共済組合青葉区役所支店 係長 | | 1707 | 1234 |
| 姓 名 | 氏 名 | 立替番号 | 立替年月日 |
| 青葉市 | 共済 太郎 | | |
| 姓 名 (カタカナ) | 100円控除額 | 203 | |
| アライサイ タロウ | 203 | 2019 | |
| 購入金額 | 2000 | 2019 | |
| 立替全額控除額 | 3000 | | |
| 上記の申し込みは事実と異なる、信用・返済能力とも確認できると認められることとなります。 | | 平成 29 年 10 月 10 日 | |
| 所属所長 青葉市長 青山 太郎 | | 購入店名 (特) 青葉共済社 | |

| | | | |
|--|--------------|------------------|--------------|
| 一般物資購入票・No.2 | | (所属所・組合員用) | |
| 宮城県青葉市共済組合青葉区役所支店に発行された、一般物資購入代金の立替印を必ず記入してください。 | | 所属所コード | 組合員番号 |
| 宮城県青葉市共済組合青葉区役所支店 係長 | | 88 | 567 |
| 姓 名 | 氏 名 | 立替番号 | 立替年月日 |
| 宮城県 | 伊達 花子 | | |
| 姓 名 (カタカナ) | 購入年月日 | 購入品名 | 品 別 |
| イダチ ハナコ | 290530 | 時計 | 時計 |
| 立替金額 (立替額) | 購入金額 (立替額) | 購入品名 | |
| 800000 | 150000 | 共済組合時計店 | |
| A 定額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 |
| 2907 | 7000 | 5000 | 370220 |
| B 定額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 |
| 03 | 16000 | | |
| C 定額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 | 償還額 (繰上) 償還額 |
| 102000 | | 48000 | |
| 上記の申し込みは事実と異なる、信用・返済能力とも確認できると認められることとなります。 | | 平成 29 年 5 月 10 日 | |
| 所属所長 宮城県長 伊達 花子 | | 購入店名 (特) 共済組合時計店 | |

記入上の注意

- ①物資購入票のNo.1～No.3に記載されている事項を確認したうえで記入してください。
- ②購入（利用）金額の訂正は無効となりますので再発行を受けてください。
- ③指定店に購入票を渡すときは、購入票の記入欄の記載漏れや、押印漏れがないよう確認してください。特に「利用者物品受領印」欄の押印を忘れないでください。
- ④一般物資のボーナス償還を併用した場合1万円以上（千円単位）で記入してください。

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413



インフルエンザ予防接種を受けた方は費用助成請求をお忘れなく!!



現在、インフルエンザ予防接種助成金の申請を受けております。助成内容等については下記をご参照ください。インフルエンザが流行する前に予防接種を受け、予防に努めましょう。

助成対象者 組合員及び被扶養者（ただし、任意継続組合員と 65 歳以上の方を除きます。）

助成対象期間 平成29年10月から平成30年1月まで

助成金額・回数 当該年度1人あたり1回1,000円を助成
（ただし、接種日において13歳未満の被扶養者は、当該年度2回まで助成対象とします。）

助成方法 接種された方のお名前が記載された領収書等（写し可）を所属所の共済事務担当課に提出してください。担当課からの申請に基づき、所属所を経由し助成します。

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

パレス松洲利用券の使い方

○組合員と同居しているご家族は、4,000円利用券が使えます。



家族でお出かけ
遠出じゃないので荷物も身軽♪



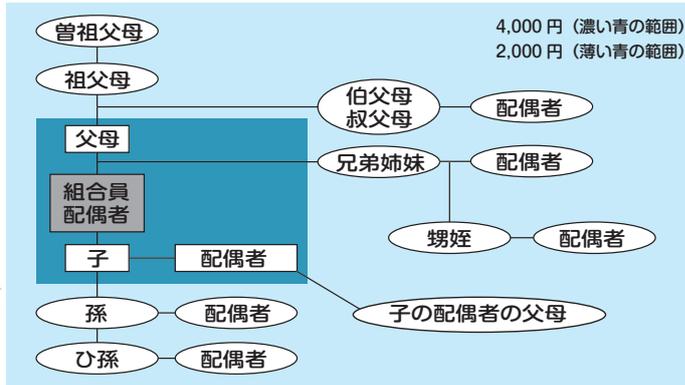
パレス松洲フロントで
利用券に記入

お手持ちの利用券が無く
なっても、パレス松洲フ
ロントでご用意しております
ので、お申し出ください。



利用助成を受けて大人1名
6,800円～で松島の夜を満喫!!

○別居しているご家族
でも右表のとおり
利用券が使えます。



知っておく

- 土曜日・祝日を除いて平日利用券(1,000円)を使って更にお得に
- 組合員同行でなくても、ご家族の方だけで利用券を使えます
- 立ち寄り入浴、日帰りプランでも日帰り利用券が使えます
- 利用券に回数制限はございません

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413 パレス松洲 TEL 022-354-2106

人事異動のお知らせ

| 氏名 | 異動後 | 異動前 | 異動日 |
|-------|------------------|-------------------|-----------|
| 齊藤 洋平 | 総務課主事(庶務係兼企画広報係) | パレス松洲主事(フロント・会計係) | 平成30年1月1日 |

団体保険の募集を開始します！

有限会社みやぎ共済が取り扱っております団体保険のうち、所得補償保険については平成30年6月に、団体傷害保険及び新・団体医療保険については、平成30年7月に、保険の更新の時期となります。

これらの保険は、宮城県市町村職員共済組合の組合員を対象にした保険で、団体割引で保険料が割安となっている保険ですので、現在ご加入いただいている方は引き続きご加入くださるようお願いいたします。

また、現在ご加入されていない方についてもこの機会に加入をご検討いただきますようご案内申し上げます。

団体保険

●傷害総合保険(個人賠償責任補償特約、天災危険補償特約セット)

個人コースには携行品損害補償特約セット、またゴルフ特約セット賠償責任保険や弁護士費用補償特約(弁護のちから)を選択可能

●所得補償保険(病気やけがで就業できない場合1年を限度に補償)

●新・団体医療保険(病気による入院・手術・退院後通院、三大疾病診断保険金、先進医療等費用を補償)

●募集期間 平成30年2月5日(月)～3月16日(金)

●保険期間 所得補償保険：平成30年6月1日午後4時～1年間

傷害総合保険、新・団体医療保険：平成30年7月1日午後4時～1年間

・加入対象者：宮城県市町村職員共済組合の組合員

・被保険者：組合員及び組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族

*団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変更となることがあります。

そのほかにも、各種保険も取り扱っております。

*上記は概要を説明したものです。詳しい内容についてはみやぎ共済または損害保険ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◆お問い合わせは下記取扱代理店まで
宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店
有限会社みやぎ共済
(引受保険会社名) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
仙台支店 法人第一支社

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目10番25号
☎022-223-0740 / fax022-215-0785
(受付時間：午前9時から午後5時まで。土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

承認番号 SJNK17-16037 作成日 2017年12月19日



A Superb View Hotel in Matsushima
PALACE MATSUSHIMA

あけまして

おめでとろーぶしぎいませす。

変わらぬ絶景と

折々の味覚を用意して、

春夏秋冬

みなさまをお待ちしています。

いつものパレス松洲で、今年も

安らいだ、くつろぎの時間を

お過ごしください。

宮城県市町村職員共済組合保養所

まつ しま
パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜 38
Tel.022-354-2106 Fax.022-354-4020
www.palace-matsushima.jp



宮城

共済のあゆみ

発行所：宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422 仙台市青葉区上杉一丁目2-3 (自治会館内)
編集発行人：二階堂 雅裕・電話 022 (723) 2525